

# 本認定への移行申請の要件

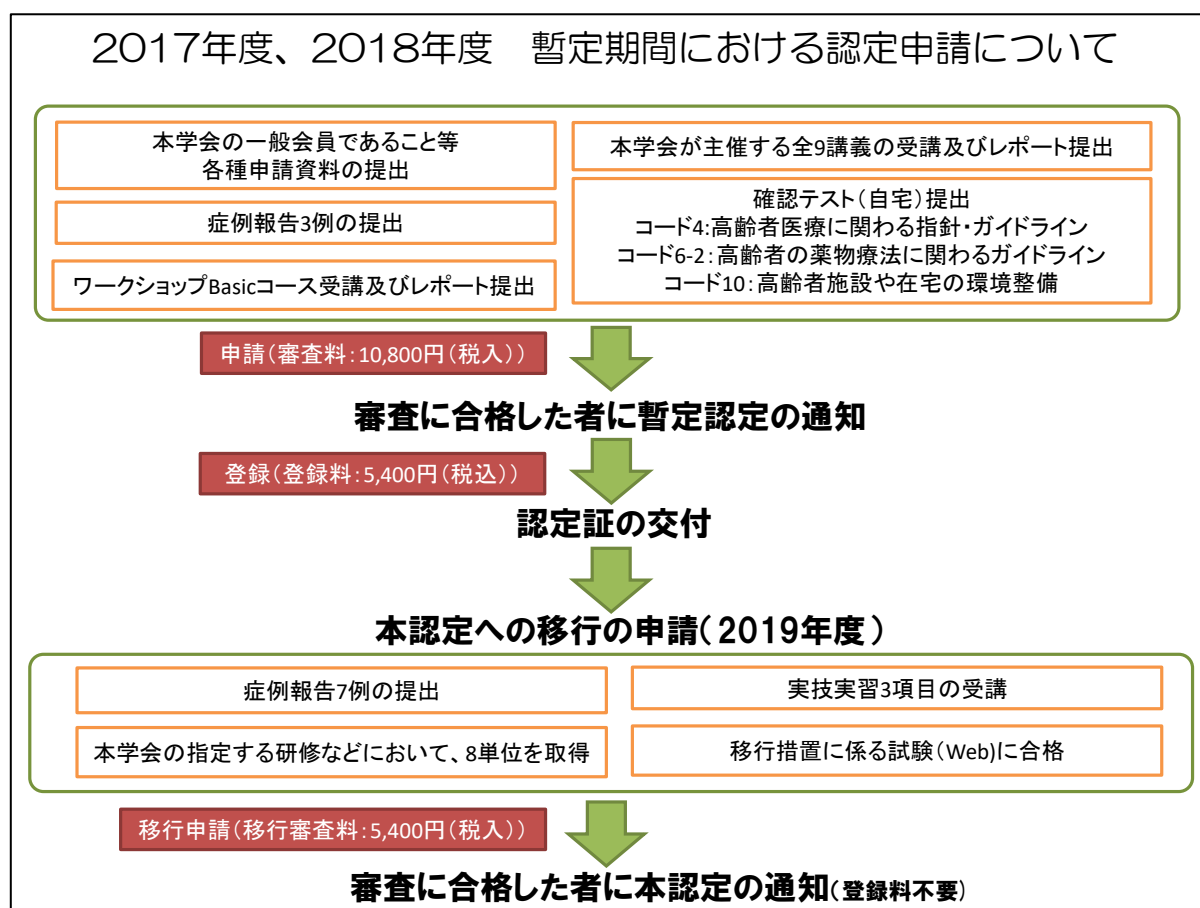
2018年9月3日版

※前回の版からの加筆、変更点は、赤文字で示しております

暫定期間(2017年度、2018年度)に認定薬剤師と認められた者は、2019年度に本認定への移行申請が必要となります。

## 目次

- (1) 本認定への移行申請について
  - (1-1) 本認定への移行申請の要件
  - (1-2) 移行申請に係る単位の取得について
  - (1-3) 移行申請に係る実技実習について
- (2) 更新の申請について



2016年度	認定制度の動き		2017年度認定薬剤師 (暫定期間申請)	2018年度認定薬剤師 (暫定期間申請)	研修、学術大会等	暫定認定の申請要件		暫定認定から本認定への移行申請
	暫定認定	本認定				講義	WS(Basic)	
2016年度 2月末 2017年度 4/1～5/31 秋頃	暫定認定	本認定	認定申請要件の準備	認定申請要件の準備	設立記念講演会(首都圏、中京、近畿) 第2回講演会(首都圏、中京、近畿) 第3回講演会(首都圏、中京、近畿) 集中研修会(暫定認定対応)(東京)	○ ○ ○ ○	— — — —	— — — —
2017年度 4/1～5/31 秋頃	暫定期間における第1回認定申請受付 認定薬剤師の公表	第1回認定申請受付	認定申請	認定申請	2017年度研修会(暫定認定対応)(東京) 第1回日本老年薬学会学術大会(東京) 札幌(7/9)、福岡(9/3)の研修会(暫定認定対応) 新潟(7/9)、広島(8/27)研修会 仙台研修会 東京研修会	○A — ○A — — —	— — ○ ○ ○ ○	○ ○ — — — ○
2018年度 4/1～5/31 秋頃 2月末 2019年度 4/1～5/31	暫定期間における第2回認定申請受付 認定薬剤師の公表 暫定期間終了	第2回認定申請受付	認定申請	認定申請	第2回日本老年薬学会学術大会 公開シンポジウム(東京・名古屋(予定)) 実習等をメインとする研修会 4地域で実施予定(東京・名古屋・神戸・福岡)	— — — —	— — — —	○ ○ — — ○ ○
2019年度 4/1～5/31 秋頃	本認定への移行申請受付 認定薬剤師の公表 →暫定期間認定と新規認定の統合→2019年度認定薬剤師	第1回認定試験の実施 第1回認定申請受付 2019年度認定薬剤師の公表	本認定への移行申請	本認定への移行申請	第3回日本老年薬学会学術大会	— — —	— — —	○B ○B ○B
2020年度 前期    2月末 2021年度 前期    2月末 2022年度 前期    2月末 2023年度 前期    2月末 2024年度 前期    2月末		第2回認定申請受付 第3回認定申請受付 第4回認定申請受付 第5回認定申請受付 2019年度認定者の更新受付及び第6回認定申請受付 2019年度認定の失効						

※本学会で規定する年度は、3月から2月末までの期間である(2017年1月時点)。

## (1)本認定への移行申請について

- 移行申請の受付期間:2019年4～5月末
- 認定申請が2017年度及び2018年度の者共に、移行申請受付は2019年度のみです。
- 但し、2019年度に本認定への移行申請を行い、症例審査又はWeb試験が不合格となった場合にのみ、2020年度に再申請の受け付けを行う。なお、2020年度以降は本認定への移行の再申請受付を実施しない。
  - 2019年度の本認定への移行申請において8単位の取得及び実技実習等の3項目受講の要件を満たしていない場合は、当該措置の対象とならない。
  - 2019年度は保留期間とし、老年薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

### (1-1)本認定への移行申請の要件

1. 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を7症例報告できること。症例の内容については「症例報告作成のための手引き」をご参照ください。
2. 本学会の指定する研修などにおいて、8単位を取得していること。
3. 本学会の指定する実技実習などにおいて、3項目を受講していること。
4. 2019年度実施の移行措置に係る試験を合格した者であること(Webを介した試験)。
5. 移行審査料(5,400円(税込))の振込み

## (1-2) 移行申請に係る単位の取得について

- 8単位の構成は問いません(施行細則第17条を適用しない)。
- 4年度以内(移行申請年度を含む)に取得した単位が申請に有効です。

**有効期間:2016年1月(学会設立)～2019年の移行申請受付終了まで**

※移行申請の準備期間が認定申請から短いため、例外的に「4年度以内(移行申請年度を含む)」とすることとなりました。2019年度の移行申請受付終了までに取得した単位を移行申請に用いることが可能です。

※本学会が規定する年度の期間は、3月1日～2月末です。

- 日本老年薬学会学術大会への参加：90分1単位として最大1日4単位、2日間6単位
- 日本老年薬学会学術大会での発表：2単位（筆頭演者に限る）
- 日本老年薬学会学術大会のシンポジウム、講演の演者・講師：2単位
- 本学会が主催する研修会の演者・講師：2単位
- 本学会主催・共催の研修会への参加：90分1単位
- 日本老年薬学会学術雑誌への論文掲載(日本語論文)(ファースト、コレスポに限る)：2単位
- 本学会の単位が発行される研修会・学術大会への参加：90分1単位
- 日本老年学会に加盟している7学会の学術雑誌への論文掲載(日本語論文)(ファースト、コレスポに限る)：2単位
- 老年薬学に関する英語論文掲載(ファースト、コレスポに限る)：2単位
- 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る)：2単位
- 日本老年学会に加盟している7学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表：2単位（筆頭演者に限る）
- 本学会が企画するe-learningの受講：3講座（30分/1講座）1単位（上限4単位）
- その他学会の学術大会・年会への参加：1回の参加2単位（参加日数に関わらず1回とカウントし、1学会の学術大会・年会への参加を2単位とする）
  - ◇ 日本老年学会に加盟している7学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)
  - ◇ 本学会が指定する医療系学会※

※ 本学会が指定する医療系学会：日本薬剤師会学術大会（地方会も含む）／日本病院薬剤師会各ブロック学術大会／日本薬学会年会（医療薬学フォーラム、地方会も含む）／日本医療薬学会年会／日本褥瘡学会／日本緩和医療薬学会／日本臨床腫瘍薬学会／日本静脈経腸栄養学会／日本化学療法学会／日本腎臓病薬物療法学会／日本糖尿病学会／日本骨粗鬆症学会／日本プライマリ・ケア連合学会／日本在宅薬学会

- 日本薬剤師会学術大会、日本病院薬剤師会各ブロック学術大会、日本薬学会年会以外については、地方会を単位換算の対象としない。

表 1. 単位の申請方法

会場にて本学会単位シールを交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本老年薬学会学術大会への参加</li> <li>● 本学会主催・共催の研修会への参加</li> <li>● 本学会の単位が発行される研修会・学術大会への参加※</li> </ul>	
単位への換算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本老年薬学会学術大会での発表                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日本老年学会に加盟している7学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表</li> </ul> </li> </ul>	発表要旨 pdf の提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本老年薬学会学術大会、本学会が主催する研修会のシンポジウム、講演の演者・講師</li> </ul>	講演概要がわかる資料 pdf の提出

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本老年薬学会学術雑誌</li> <li>• 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌</li> <li>• 老年薬学に関する英語論文掲載            上記雑誌に掲載された論文(ファースト、コレスポに限る)</li> <li>• 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における            老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る)</li> <li>• *論文及び総説等は、申請時から遡って過去 10 年以内に掲載され            たものに限る</li> </ul>	論文等の pdf 提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本学会が企画する e-learning の受講           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ メディカルナレッジにおいて分野「老年薬学」に該当する講座 (2018 年度に順次 16 講座開講予定)  <a href="https://www.medical-knowledge.net/koza/">https://www.medical-knowledge.net/koza/</a></li> <li>➢ 3 講座 (30 分/1 講座) 1 単位</li> <li>➢ 申請に使用可能な単位の上限 : 4 単位</li> </ul> </li> </ul>	「受講終了日」が表示された web 画面の pdf の提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケ            アマネジメント学会など)の学術大会・年会への参加           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本学会が指定する医療系学会の学術大会・年会への参加</li> </ul> </li> </ul>	学術大会参加証 pdf の提出

※学会 HP の「**■認定薬剤師制度**>本会主催以外の研修会」に開催情報を掲載します。

### (1-3) 移行申請に係る実技実習等について

- 「実技実習等」とは、実技実習や体験型実習、ロールプレイや症例検討などを含むワークショップ・演習、体験型演習などのことを示します。
- 実技実習等 3 項目のコードの組合せは自由です(コード一覧:表 1)
- 3 項目は全て異なるコードである必要があります。(11-O と 11-O2 は異なるコードとして扱います)。
- 4 年度以内(移行申請年度を含む)に受講したものが有効です。

**有効期間:2016 年 1 月(学会設立)～2019 年の移行申請受付終了まで**

※移行申請については認定申請から準備期間が短いことから、例外的に「4 年度以内(移行申請年度を含む)」とすることとなりました。2019 年度の移行申請受付終了までに受講した実技実習についても移行申請に用いることが可能です。

※本学会が規定する年度の期間は、3 月 1 日～2 月末です。

- 暫定期間の認定申請では、ワークショップ～Basic コース～の受講は暫定期間における認定の申請要件の一つですので、移行申請の際に受講 1 項目としてカウントすることはできません。

a. 「実習受講証明書」が付与される本学会主催、共催、後援の研修会等への参加

- b. 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬剤師会が開催したものも含む）
- 実習等の開催時間が1時間以上
  - 表1の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する実技実習等

c. その他の研修会等

- 日本赤十字社や消防署等、修了証明書が発行されるもの
- 簡易懸濁法研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度2単位に該当する実技セミナー
- 新オレンジプランに基づき開催される「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研修

d. 実務に関わる実技

- 「11-K感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務, ICTなど)」
- 「11-P大学における高齢者薬物療法に関する実習指導(講師)」

コードが重複しない 3 項目

表 1. 実技実習等のカリキュラムコード一覧 (コード 11. 高齢者に配慮した行動【実技】)

コード	項目名	a. 本会主催、共催、後援の実技実習等	bc. 他団体実施の実技実習等	d. 実務従事
11-A	車椅子・高齢者疑似体験	○	○	×
11-B	救命救急・AED	○	○	×
11-C	口腔ケア実習	○	×	×
11-D	簡易懸濁法	○	○	×
11-E	在宅における医療機器	○	○	×
11-F	認知症サポート	○	○	×
11-G	フィジカルアセスメント	○	○	×
11-H	褥瘡	○	○	×

11-I	高齢者の心理・コミュニケーション	WS Advance1	×	×
11-J	在宅医療に関わる無菌調製	○	○	×
11-K	感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務、ICT など)	×	×	○
11-L	大学における高齢者薬物療法に関する実習指導(講師)	×	×	○
11-M	処方に関する多職種とのコミュニケーション	○	×	×
<del>11-N</del>	<del>高齢者の処方検討のアプローチ(基礎)</del>	<del>WS Basic</del>	×	×
11-O	高齢者の処方検討のアプローチ	WS Advance2	×	×
11-O2		WS Advance3	×	×
11-P	高齢者の栄養	○	○	×
11-Q	高齢者の運動機能	○	○	×

表 2. 実技実習等の申請方法

	該当コード	申請時に提出
a. 本会主催、共催、後援の実技実習等	<p>範囲：コード A～Q (K、L、N 除く) 開催は決定次第、HP の下記ページにて告知します。</p> <p>■主催：「講演会・年会等」参照 ■共催・後援：「認定薬剤師制度」&gt;「本会主催以外の研修会」参照</p>	会場にて付与した本学会発行の「受講証明書」を提出
b. 薬学系学会、医療系学会が実施する実技実習等	<p>表 1 の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する内容の実技実習等で、下記条件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 講義のみから構成されるものは該当しない</li> <li>● 実習等の開催時間が 1 時間以上（講義の時間枠が別途設けられている場合、講義枠の時間は含めずに実習等の枠が 1 時間以上であること）</li> <li>● 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬剤師会が開催したものも含む）</li> </ul> <p>★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した参加した会の名称及び参加者名が明記された修了証や認定証、領収書、参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、申請時に、プログラム（開催日、実習内容及び実習時間）が確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。</p>	「実技実習等出席証明書」※1 を提出
c. その他の研修会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下のコードについては、下記受講も認める</li> </ul> <p>(1) 「11-B 救命救急・AED」：日本赤十字社や消防署等、認定証が発行されるもの</p> <p>(2) 「11-D 簡易懸濁法」：簡易懸濁法研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度 2 単位に該当する実技セミナー</p> <p>(3) 「11-F 認知症サポート」：新オレンジプランに基づき開催される「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研</p>	「実技実習等出席証明書」※1 を提出

	<p>修</p> <p>★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した認定証や修了証または、参加した会の名称及び参加者名が明記された領収書や参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、(2)(3)においては、申請時に上記に該当することが確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。</p>	
d. 実務に関わる実技	<p>下記 2 項目のみ</p> <p>「11-K 感染管理・衛生環境（学校薬剤師としての勤務，ICT など）」</p> <p>「11-P 大学における高齢者薬物療法に関する実習指導（講師）」</p>	<p>「実務従事証明書」</p> <p>※1 の提出</p>

※1：2018年8月以前の旧バージョンの様式を移行申請に用いていただいて問題ありません。



## (2)更新の申請について

本認定への移行が認められた者は、以降は 2019 年度の認定者と同様の扱いとなります。

### 施行細則

第 30 条 認定を受けた翌年度から数えて 5 年度目に更新の手続きを行う。

第 31 条 認定薬剤師の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

### 第 32 条 更新の資格

- (1) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を 10 症例報告できること。
- (2) 本学会の指定する研修などにおいて、40 単位以上取得していること。なお、本学会が主催する学術大会及び研修等の単位を 20 単位以上含むこと。認定申請を行った年度以降から更新申請を行う前年度までに取得した単位を有効とする。
- (3) 更新に係る試験を合格した者であること (Web 試験)。

第 33 条 認定薬剤師の更新の申請を行う者は、次に定める書類の提出を要する。

- (1) 更新の申請書 (様式 5) 及び審査料の振り込みを証明するものの写し
- (2) 更新用単位取得証明書 (様式 6)
- (3) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師の証明の写し※

※ 認定制度規則の第 5 条に下記項目が追加となりました (2018 年 5 月 12 日改定)。

- (4) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。(2024 年度の申請から施行)

これに伴い、2023 年度以前に認定申請を行い認定薬剤師として認められた者は、更新時に上記認定薬剤師の証明の写しの提出が必要となります (施行規則 附則 2 参照)。